

オフィシャルパートナーに関する規程

公益社団法人日本オリエンテーリング協会

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「この法人」という）が締結するオフィシャルパートナー契約に関し、必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第2条 この規程は、この法人と企業・団体等（以下「企業等」という）が円滑かつ友好的に提携し、オリエンテーリングの魅力を発信し競技者の拡大を図ることによって、活性化し発展していくことを趣旨として定めるものである。

(要件)

第3条 契約を締結する企業等は次の各号のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) 政治団体又は宗教団体でないこと。
- (2) 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

(契約の種別)

第4条 オフィシャルパートナーは、支援の内容によってオフィシャルスポンサー（以下「パートナーA」と称する）並びにオフィシャルサプライヤー（以下「パートナーB」と称する）の二種を設けるものとする。

(支援内容)

第5条 オフィシャルパートナーのこの法人への支援内容は、次の各号の通りとする。

- (1) パートナーA
 - ・年間30万円以上の支援を行うこと。その際、支援する種目を指定することができる。
 - ・公序良俗に反せず、オリエンテーリングのブランド価値を高めること。
- (2) パートナーB
 - ・年間30万円以上の物品による支援、もしくは相当の人的サービスを行うこと。その際、支援する種目を指定することができる。
 - ・公序良俗に反せず、オリエンテーリングのブランド価値を高めること。

(権利)

第6条 この契約を締結することによって、企業等はこの法人に対して一定の権利を有することとなる。権利の具体的な内容については別途定めるものとする。

(契約)

第7条 契約は企業等が契約書を提出し、この法人がそれを承認することによって有効となる。契約書の様式については別途定める。

(契約の期間)

第8条 契約の期間は次の各号の通りとする。

- (1) 4月1日から12月31日までに締結の場合は、当該年度の年度末までとする。
- (2) 1月1日から3月31日までに締結の場合は、翌年度の年度末までとする。

(契約の継続)

第9条 企業等から申し出がない限り、契約は自動的に継続されるものとする。継続を希望しない場合は前年度の12月31日までにこの法人に申告するものとする。

(契約の解消)

第10条 次にあげる場合、この法人は契約を解消することができる。

- (1) 第5条の支援内容が実施されない等、企業等の取り組みが不十分であると認められた場合。
- (2) 企業等に重大な法令違反又は公序良俗に反する行為が認められた場合。
- (3) その他、解消に合理的な理由があると認められた場合。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年5月13日から施行する。